

「始良・伊佐地域生活支援体制推進事業」委託業務に係る企画提案実施要領

1 事業の目的

始良・伊佐地域において、一人暮らしの高齢者や障害者等を中心に、日々の生活に困っている方々（外出困難、交通機関の不足などにより、医療機関への受診や福祉・介護に関するサービス、また、買物などについて、適切な支援等を受けられない、又はない方々をいう。以下、「困っている方」という。）に対する適切な施策やサービス等を行う生活支援体制を構築するため、詳細な調査を実施し、その構築について、振興局・各市町（集落）がそれぞれの立場で行うべき具体的施策を検討する。

2 委託業務の内容

別添「始良・伊佐地域生活支援体制推進事業」委託業務仕様書」による。

3 事業費

2,500千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

4 応募要件

企画提案の応募要件は、以下の要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体及びこれらに類する団体等で同種の事業実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者

ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年4月18日（木） |
| (2) 企画提案の質問受付期限 | 4月25日（木）午後5時必着 |
| (3) 質問回答掲載 | 5月2日（木） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 5月17日（金）午後5時必着 |
| (5) 受託事業者決定・契約手続開始 | 5月27日（月）～ |
| (6) 履行期限 | 令和7年3月21日（金） |

6 応募方法

(1) 提出書類

① 企画提案書

別添「企画提案書」（様式1）に、別添仕様書の内容に即した次の事項を具体的に記載した企画書（様式は任意）を添付して提出すること。

ア 調査の実施に係る具体案

以下の内容を示すこと。

- ・ 各調査内容に対する調査方法
- ・ 各市町等との協議方法

イ その他、当事業の目的を達成するための提案

上記ア以外に、当事業の目的を達成するための効果的な案があれば提案すること。

- ウ 事業実施スケジュール
- エ 委託業務の遂行に係る実施体制
- オ 類似業務実績
- カ その他、当事業で特記すべき事項

② 参考見積書（任意様式）

- ・ 別添仕様書の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。
- ・ 提案に当たっては、2,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として積算すること。
- ・ 正式な見積については、企画提案の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

③ 県が行う契約から暴力団排除措置に係る関係書類（様式2）

「鹿児島県役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に登載されていない応募者については、別添「誓約書・役員等名簿」（様式2）を提出すること。

④ 法人の概要書（任意様式）

代表者、所在地、事業内容、役員、連絡先等を記載すること。

⑤ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば、併せて提出すること。

(2) 提出の条件

- ① 企画書の提案は、1社につき1案に限る。
- ② 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。また、提出書類は提案者に無断で審査目的以外で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- ③ 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら具体的な事業内容等を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合もある。
- ④ 企画提案に要する一切の費用は応募者の負担とすること。
- ⑤ 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 提出部数

上記(1)①, ②, ④, ⑤ : 7部

上記(1)③ : 1部

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

※FAXや電子メールでの応募は受け付けない。

(5) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時（必着）

7 質問について

本事業に関する質問については、令和6年4月25日（木）午後5時までに、別添「質問書」（様式3）により、電子メールで送信すること。

質問に関しては、随時、質問者に回答を行うとともに、県ホームページに掲載する。

8 事業実施後の成果品

(1) 業務完了報告書

- (2) 実績報告書
- (3) 調査結果に基づく報告書
- (4) その他、始良・伊佐地域振興局と受託者が協議の上必要と判断したもの

9 審査について

(1) 選定・決定方法

- ① 応募のあった提案については、始良・伊佐地域振興局に設置する企画提案選定委員会において、書類審査により事業者を選定することとし、選定結果は応募者全員に通知する。

委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、選定委員会で順次以降の者を繰り上げて、当該事業者と協議の上契約する。

- ② 応募が1事業者のみであった場合又は審査の結果同点となった事業者が2社以上あった場合は、選定委員会で協議の上決定する。
- ③ プレゼンテーション等は、原則実施しないこととする。

(2) 審査・選定基準

提案企画について、別添仕様書に示す要件に基づく提案内容の優位性等について、以下の観点から総合的に判断する。

- ① 事業の趣旨、内容に添った企画提案書であること。
- ② 事業実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものであること。
- ③ 必要経費が適正に計上されていること。

10 その他特記事項

- (1) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
また、審査内容及び評価結果に対する異議申立ては認めない。
- (2) 仕様書の内容については、選定事業者と協議の上、予算の範囲内において変更することができるものとする。
また、業務の執行に際し必要な具体の履行条件等を調整の上、選定事業者と契約の手続を進めるものとする。
- (3) 委託業務の実施に際し、仕様書の定めのない事項については、始良・伊佐地域振興局と協議の上、決定するものとする。

11 提出先・問合せ先

〒899-5212 鹿児島県始良市加治木町諏訪町 12
鹿児島県始良・伊佐地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係
担 当：中野
電 話：0995-63-8109
F A X：0995-63-8108
E-Mail:airaisa-souchi@pref.kagoshima.lg.jp